

## 平成27年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年9月14日（第7日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	11番	井崎好信
2番	前田弘次郎	12番	大串弘昭
3番	溝口誠	13番	内野さよ子
4番	大串武次	14番	西山清則
5番	吉岡英允	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟
10番	秀島和善		

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

6番 片渕 彰

### 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	江口武好	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課長	鶴崎俊昭	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
代表監査委員	吉村秋馬	収納対策専門監	木下信博

### 4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 吉岡正博  
議事係長 久原雅紀  
議事係書記 香月良郎

### 5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第42号 平成26年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(総務部門の質疑のみ)

日程第3 議案第48号 白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第53号 平成27年度白石町一般会計補正予算(第3号)  
(総務部門の質疑のみ)

日程第5 請願第2号 安保関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願書

---

### 9時30分 開議

#### ○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1

#### ○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は総務部門の議案及び請願を審議します。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、「平成26年度一般会計歳入歳出決算」及び「平成27年度一般会計補正予算」は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

#### 日程第2

#### ○白武 悟議長

日程第2、議案第42号「平成26年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の総務分を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書の何ページ、決算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、ページ、1ページから42ページ、歳入までの総務部門について質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

平成26年度一般会計歳入歳出決算事項説明明細書のページ数7ページです。7ペー

ジで、3点お尋ねを申し上げます。

まず、1目の個人町民税の収入済額の8億128万6,333円、これは資料の13ページ、また法人税の8,617万4,000円、資料の14ページ、また固定資産の9億6,113万5,327円の資料15ページです。説明資料の13ページ、14ページ、15ページでお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目、資料の説明報告書13ページ、個人町民税ですけれども、ここで尋ねたい点は2の事業実績として現年度課税分収納状況で、22年から23、24年、25年、26年度とそれぞれの年度ごとに不納欠損額を見ていただきたいと思います。25年度がゼロでありますけれども、26年度が10万3,226円となっております。この理由についてお尋ねしたいと思います。

続いて、ページ数14ページ、法人町民税の2として事業実績、現年度課税分の収納状況としてありますけれども、ここで尋ねたい点が収入未済額のところです。平成26年度が20万円となっております。25年後が5万2,300円ですけれども、収入未済額が大幅にアップしている理由についてお尋ねします。

最後に3点目、固定資産税、15ページです。15ページの固定資産税の事業実績、②として滞納繰越分です。不納欠損額、26年度が215万2,669円です。どのような理由で不納欠損額に至ったのかをお尋ねしたいと思います。

なお、税務課長にお願いしたいことは、ここ毎年不納欠損額の事由説明書類を資料として提出していただいておりますので、これは議長に申し上げたいんですけれども、その資料の請求を要望しておきたいと思います。今言ってしまうすぐ出てくるものではないと思いますので、あすでも構いません。もしきょう会議中にでも、準備が係長のほうであればお願いしたいと思います。

以上です。

### ○木下信博収納対策専門監

資料の13ページのほうの、26年度の不納欠損額10万3,226円、これは現年度分の不納欠損額となっております。不納欠損に至った理由でございますけど、納税義務者が年度中に死亡されまして、死亡された場合は相続人のほうに納付義務の承継というのを行うこととされております。私どもでその相続人につきまして調査を行いましたところ、裁判所のほうに相続人のほうから相続財産の放棄の手続がなされておりました、財産の放棄によりますことになりましてと地方税法第15条の7の第5項の即時消滅事項のほうに該当いたしますので、その規定にのっとりまして不納欠損の処理を行ったものでございます。

以上です。

### ○吉原拓海税務課長

資料14ページの方で、事業実績の現年度課税分収納状況についての収入未済額についての御質問でございます。

平成24年度につきましては、徴収率100%につきまして収入未済額ゼロとなっております。平成25年度については、事業者が2事業者だったと思いますが、その分に

ついて分納誓約いただいておりますけど、その分についての滞納が5万2,300円あったということです。平成26年度20万円ということで未済額がふえておりますけど、この分については申告が年度末というふうなことで、再三催告をしていた1事業者につきまして申告が年度末ぎりぎりだったということで、その後27年度の当初というふうなことで10万円が納入になっております。

ただ、もう一つ事業者が、滞納の方が1事業者がふえまして均等割の分が5万円ふえたということで、幾分平成26年度は未済額がふえたという状況でございます。

次、固定資産税の、資料15ページ、②の滞納繰越額の不納欠損について、25年度についてより26年度が約60万円、70万円ぐらいふえたということにつきましてでございます。この内容について少し御説明申し上げます。

地方税法の18条、消滅時効につきましてあったものが48件で101万5,000円、それから執行停止、15条の7の4項につきまして、これにつきまして不納欠損があった分が27件で113万7,669円というふうなことでございます。25年度と26年度と比較した段階では、消滅時効、地方税法第18条については12万5,600円とふえております。ただ、執行停止の15条の7の4項につきましてで57万6,569円というふうなことでふえております。この分につきましては、収納対策係におきまして財産調査を数年前から確実にやっているというふうなところで、1号につきましては財産がないとき、それから2号につきましては徴収、納めさせることによって生活困窮に至ると認められるとき、それから第3号の所在不明、財産不明、そういうふうな者についての調査が確実に進んでいることによりまして欠損をさせていただいたというふうなことで、今回ふえているという状況でございます。

それから、最後に資料の請求でございますけど、資料については出せるような状況になっておりますので、翌日でも結構でしょうか、提出いたしたいと思っております。

以上です。

#### ○秀島和善議員

収納対策専門監に、先ほどの答弁に対してもう一点だけお尋ねします。

資料説明報告書の13ページですけれども、先ほど申されましたけれども10万3,226円は死亡によるものということで、その相続についても督促をしたという経過もお話をいただきましたけれども、死亡というのはお一人のみというふうに理解していいんでしょうか。

#### ○木下信博収納対策専門監

お一人でございます。

以上です。

#### ○秀島和善議員

わかりました。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

決算書10ページの8款自動車取得税交付金についてでございます。この金額を前年度、つまり25年度と比較をいたしますと半額以下になっておりますけれども、これだけ軽自動車が普及している中で金額が前年度、25年度と比較したら半額以下ということは、この自動車税の税率が変更になさったかなというような感じを持っております。そういったことで、その辺にお尋ねをいたしたいと思っております。

**○吉原拓海税務課長**

片渕議員のほうから御質問があったとおり、消費税8%の段階で上がった段階で自動車取得税も税率が変わっております。軽自動車を除く自家用自動車のほうが5%から3%、また営業自動車やほかの軽自動車については3%が2%というふうなことで税率改正が変わったということで、当然自動車取得税のほうが少なくなったということで交付金も少なくなっているということでございます。

**○片渕栄二郎議員**

消費税が8%になったというようなことで税率が減額になったという答弁でございます。この後、10%に予定をされておりますけれども、そうした場合この税率の推移はどのようになるように課長は考えておられるのか。

**○吉原拓海税務課長**

消費税が10%に上がったときには、今のところ自動車取得税については廃止されるというふうな意向になっております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原房義議員**

まず、地方交付税でございますけれども……。

**○白武 悟議長**

何ページでしょうか。

**○久原房義議員**

どれでもよかですが、監査意見書で結構です。監査意見書の7ページ、第10款の地方交付税が前年度に対して約1億5,000万円減収という形になっておるわけですが、これの主な要因はどういったものであったのかということがまず第1点。

それと、説明資料の中での15ページになりますけれども、固定資産税、税務課の皆さ

ん、いろいろ努力をしていただいたというふうに思いますが、25年度に比べて約1,400万円の26年度増という形になっておるわけですが、恐らく私の推察では太陽光発電、これの固定資産税の増が大分増加につながっておるのではないかなという感じをいたしておりますけども、それはそれとして結構ですが、非常に今町民の皆さんから本当に固定資産税を、あるいは所得税の申告なりの中で全員さんが申告をされておるのかどうかという疑問符があるわけです。特に県内でも非常に白石町はこのソーラーの税に対して非常に熱心に取り組まれておるということは評価をするわけですが、他方では、他の自治体では余り所得税あるいは固定資産税に対しての課税が取り組まれていない市町村もあるやに聞いております。ただ、町内では全員さんが申告をしていただければ公平性が保てるわけですが、固定資産税、所得税の中で本当に全員さんが申告をされておるのかどうか、その辺の実態はどういうことになっておるのかを教えてくださいというふうに思います。

以上です。

### ○片渕克也企画財政課長

私のほうから地方交付税の減収、対前年度減収ということについてお答えいたしたいと思います。

前年度地方交付税と申しますのは、いわゆる所得割の部分においては前年の税収というのが翌年度に反映をされます。ですから、歳出側といいますか、出側では変わらないような算定になっておりますけれども、一昨年の税収が伸びておれば、その分基準財政収入額として、いわゆるマイナス要因として引かれますので、その分で非常に、特に昨年、26年は25年の税収が高くて、そのことが交付税にも影響したし、実際また26年度の税収自体も全体で四千数百万円下がっておりますのでダブルパンチというふうなことになりました。どうしても1年間のタイムラグがございますので、こういうことになります。

以上でございます。

### ○吉原拓海税務課長

説明資料15ページの分につきまして、固定資産税の増収、25年度から26年度の増収につきましてですけど、この分につきましては平成26年度につきましての太陽光については10件程度の申告があってございました。増収についての主な理由でございますけど、農地から宅地への地目変更等による評価額の増、それからもう一つは家屋についてでございますけど、取り壊し家屋、減価家屋になりますけど、その分に比べまして新築や増改築の家屋の多かったこと、それから評価額がふえたことによる増収約1,700万、そのものが主でございます。

太陽光につきましては、平成26年度に当町についてはできるだけ周知をする、税法のもとに申告をしてもらわなければいけないという周知をするというふうなことで26年度実施しまして、今回27年度のほうにその分の課税がなされております。約ですけど100件から120件程度の1,200万円程度、平成27年度については固定資産の税額に反映されております。

ただ、議員申されるとおり、公平の課税の点からいかがかなというふうなことでございますけど、現在、昨年からことしにかけて九州経済産業省から資料をもらいまして、10キロ以上については大体申請があった分は確認をしております。ただ、申請がありましても設置がない、あつてない部分がございます。ことしの7月、8月等については、その分を現地を回りまして今調査をいたしたところ、約140件ほど未申告があると思われまふ。その分については今通知を送りまして、償却資産については申告をすることによって課税するとなっておりますので、当然申告をしてくださいという周知を送っております。ただ、全てが、例えばAの人のとこの屋根にあるからAの人が課税される物件ということには必ずなっておりません。ただその家族のBさんであったりほかの人が借りてつけられているというふうな状況もありますので、そこら辺を聞き取り調査をやりながら適正な課税をやりたいというふうなことで思っております。ただ、10キロ以上につきましては固定資産の課税客体として捉えるというふうなことでなっておりますので、26年度には最低さかのぼって計算をさせていただきたいというふうなことで今考えております。

他町との問題でございますけど、今唐津方面の1市と我々のところだけが26年度周知をしてこういうふうな取り組みをしておりますけど、近年そういう話が伝わっております、鹿島とかそういうところでもおくれればせながら取り扱いとか、そういう指導をしていくというふうな状況で、県のほうも指導を今後していく話を伺っているところでございます。

以上です。

### ○久原房義議員

まだ全国的あるいは県内の中でもこの太陽光についての申告がまだまだ行き届いていないというのが実態のようでございますけども、ただ申告をされた方と申告をされていない方の中でいろいろ意見があるようでございます。いろいろ町のほうでも現場を調査をされたようでもございますけども、白石町はそがん金のなかとたいと、太陽光からまで税金を取らんといかんとかのというようなお叱りを実は私も受けたことがございます。そういうことで、隣の町は取っていない、しかし白石町はどんどん取っていくということで、なかなかその辺がやっぱり申告される方もちょっと不満げな感じがあるようでございますので、その辺は太陽光が設置される当初からそういった課税対象になりますよという指導があつとけば問題なかったかと思うんですけども、設置してから何年か経過後にこの固定資産税とか、あるいは所得税の申告をしなきゃいかんということが出てきましたもんですから、これはもとをただせば国の指導が悪いんでしょうけども、その辺もうちょっと県内でも足並みをそろえていただかんと、なかなか、これは取るのが当たり前でしょうけども、ただなぜ白石町はそこまでやるのかというお叱りをよく受けますので、もうちょっと県内統一したような形で足並みをそろえながらやっていただいたほうがよかつたかなというように思うところでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議員

今の関連ではないですが、固定資産税について、説明資料の15ページですね、毎年といえますか3年ごとに評価の見直しがされるということで、ことしが評価の見直しの年になっています。ことしの9月の補正予算説明がこの間ありましたが、原価率が割と低くならなかったというような説明がありましたが、大体率的には3年ごとに、ことしやりますので次の年の決算のときには何か少なくなるのかなという、そういう大体年度であるわけですが、ことしについてはそれがなかったという説明でしたので、しかし来年、27年度の決算についてはひよっとしたら下がらないかもしれないというようなことに、そういうふうに捉えていいのかなということでお尋ねします。

### ○片渕克也企画財政課長

評価替えについて私のほうから少しお話をしたいと思います。

家屋の評価替えというのは、もちろん途中で新しくできてくるのは別ですけども、いわゆるのこぎりのように3年置きにずっとふえて、新しくできていってふえていって、そしてその経過年数がございますので、3年置きに経過年数分を評価し直す。でまた3年いって、また落とす、こういうようなやり方なんです。このときに落とす率を減価率でどのくらいというのは、事前に予算見積もりの段階でことしはこのくらいだろうと、97だろうとか98だろうとかというふうな見込みをするわけですけども、この率が低く見えて、そこまで落ちなかったというふうなお話を当初に私説明申し上げました。

あと、減価率の問題は税務課長のほうからお話があると思います。

### ○吉原拓海税務課長

3年ごとに評価替えというのは、土地と家屋については行われます。特にさっきの件でしたら家屋についてでございますけど、3年間は、評価替えを行ったら基本的に評価額というのは変わりません。で、増収、減収というのが毎年出てくるという状況につきましても、評価替えのない年につきましても、家屋を壊されたときに減価、減ります。その分と、今度は新築とか増築をされた分に増加がふえます。その分の差が家屋の場合はふえていくという状況です。ただ、3年ごとに評価が行われる分については、3年目に新しくその年にその資材で建てたら幾らぐらいかかるかという再評価をし直しまして、その分で建築年数について減価率で原価を落としていくというふうなことでなります。減価率についてはある程度県の指示、資材等の単価が変わりますので、ある程度の指示率が出てきますので、その分を当初予算を立てるときにはどのくらいぐらい下がるんだらうというふうな見込みを立てますけど、ちょっとこちらのほうで話していたものでは、減価率を少し見誤って低く見ていたものが少しふえたというふうな状況で補正をさせていただくというふうな状況でございます。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。



### ○秀島和善議員

説明報告資料の16ページの軽自動車税について、1点だけお尋ね申し上げます。

2の事業実績の②として滞納繰越分の収納状況ですけれども、不納欠損額が26年度2万9,000円ということで、25年度から見ると大幅に減額してます。大変よかったと思いますけれども、この2万9,000円の内訳についてお尋ね申し上げます。

### ○吉原拓海税務課長

26年度の軽自動車につきましての不納欠損、少し詳しく申し上げたいと思います。

消滅時効第18条の無財産ということで、2件、5,000円。それから、生活困窮につきましては1件ということで7,200円、それから死亡者につきましてですけど、この分について1件、4,800円。それから、町税法15条の7の4項、執行停止につきましてですけど、この分につきまして第1号の財産がないときということで5件、8,000円。それから、3号の所在不明、財産なしということで、1件、4,000円の、総合計の2万9,000円という状況になっております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に歳出に入ります。

1款議会費及び2款の総務費、ページ数にして43ページの議会費から48ページの文書管理費まで、質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

ページ数44ページのところですが、13項の節の委託料です。ケーブルテレビ議会放送委託料ということで21万9,648円という金額になっています。最近他町のケーブルテレビで議会放送等も行われていますけれども、かなり白石のは見にくいというような声が上がっている現状があります。これにはいろいろお金のかけ方が違うんであろうというふうに思っています。その点でちょっと答弁があればお願いします。もう少し見やすいようになればいいなという気持ちを持っていますけれども。

### ○片渕克也企画財政課長

庁舎がここにできまして、当時はまだデジタル放送技術というのが余り普及はしておりませんでした。今、白石町の議会はアナログというような形でございます。デジタル技術を入れれば数百万円を要するというので、ちょっと今議会事務局のほうともずっと打ち合わせをまだしておる状況でございます。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

現場に来ると、かなりよかったねというようなことも皆さんからお聞きすることもありますけど、テレビ見るときにはどうも見にくいというのがありますので、町長もお見えですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数49ページの財産管理費から60ページの諸費まで、ただし53ページから56ページの地域づくり推進費の中の文教厚生関係及び産業建設関係は除きます。

質疑ありませんか。

#### ○井崎好信議員

決算説明資料の12ページでございます。婚活サポート事業費の件でお尋ねをいたしたいというふうに思います。

今発足から1年2カ月、婚活サポーター17名の方、熱心に親身に活動されていることに対しまして敬意を表したいというふうに思います。

せんだって私も何人かのサポートの方とちょっと懇談をさせていただきましたが、今サポーター17名の方がいらっしゃるわけでございますが、それぞれ白石の方8名、有明が5名、福富が4名というようなことで、地域に割り振ってサポーターの方を配置といいますか、そういうなことになつとるかと思えますけれども、1年2カ月サポーターの方も活動されて、率直に言いますと、もう少し増員をできないでしょうか。やはりそういった人をふやすことによって少し情報も多くなるし、そういったことがまた成功につながっていくというふうなことで御意見をお伺いしたところでございます。いろいろ予算的にも上がっておりますけれども、いろいろそういう財政的な問題もありましょうけれども、そういったふやすことによってやはりサポートレシート登録される方も多くなって、もっと多くの方を紹介したりいろんな活動もできるというふうなことから、その辺は町長も婚活サポーターの方とも御歓談なりいろいろ接することも多いと思えますけれども、その辺の考え方をお願いしたいと思えます。

#### ○田島健一町長

決算書で婚活サポーター事業費ということで、決算では123万5,000円をお願いしているところでございます。これは今井崎議員からも言われましたように、これはサポーターを昨年の7月に立ち上げさせていただいて、一応公募という形で17名の皆さんに、皆さん自分から率先してなっていたいただいた方ばかりでございます。そして私から28年3月31日までということでの委嘱をお願いしているところでございます。

現在途中の段階で再募集をかけるとか公募をかけるというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。現在のサポーターの方が、先ほど言いますように来年の3月31日まででございますので、年明けには次のメンバーさんを公募にお願いしたいというふうに思っているところでございますけれども、当然ながら現在やってらっし

やる方も、またさらに新しい方もふえてくるんじゃないかなというふうに思います。

今回、昨年7月から約1年数カ月たつわけですが、本当に私どもも頭の下がる思いでございます。今議会でもいろいろ質問等もございましたけども、先日の9月6日の催しについても、役場職員もさることながら本当にサポーターの方たちが働きが本当にすばらしかった。そしてまた、ほかにも報償費等とも書いてございませうけども、やっぱり自腹を相当切られているんだなという思いもいたします。もちろんこの前の参加費も、自分たちも参加費用を払って、そして活動もしていただいたということもございまして、目に見えない出費もたくさんあったんじゃないかなというふうに思います。私も全額サポーターの方々に御負担かけないよという思いもありますけども、なかなか厳しいところもございまして、本当にボランティアに甘えている状況でございます。こういったことがやっぱり町全体に広がっていけば、もっともこの婚活サポーターといいますか、婚活がますます活発化していくんじゃないかなというふうにも思います。そういうことから、先ほど言いましたように来年、年明けてから再度公募をかけさせていただきたいというふうに思っておりますので、また町民の皆さんによろしくお願ひしたいというふうに思います。

私は特に、これまでの中で、現在のサポーターの方にも若い方からちょっと年配の方までいらっしゃいますけども、やっぱり仲間意識ということで若い人たちがよくなかったですかとか、もっと若い女性、既婚の30代、40代の人たちもいいんじゃないですかとか、いろんな意見ございます。余り役場がどうのこうのということじゃなくて、サポーターになってくださいという公募をとにかくおかけをしてやっていただければなというふうに思います。近々、現在の17名のサポーターの方とまた私、お話し合いをさせていただきたいなというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

#### ○井崎好信議員

前向きに考えていただきたいというふうに思います。昔は、そういうお世話好きの方がたくさん仲人をされる方がいらっしゃったわけですが、今もそういった方もたくさんいらっしゃいます。この婚活サポーターの方もやはり行政指導じゃなくて民活といいますか、そういう我々が自分たちでやるぞというふうな意気込みでやっていたら、やることに意義があるというふうに思います。今後もよろしくお願ひいたします。

#### ○溝口 誠議員

決算書の54、55ページ、説明資料の10ページ、次世代自動車充電インフラ整備事業でございます。これはことしの4月から利用開始になりましたけども、この利用の度合いを教えてくださいたいと思います。

#### ○片渕克也企画財政課長

設置が2月に完了しまして、4月から充電の供用開始というふうなことを行ってお

ります。9月13日現在で147台延べ充電をされたということです。  
以上です。

### ○溝口 誠議員

約147台ということで利用がっております。今庁舎に1つとこのゆうあい館のところということで、今からこの次世代の自動車ということで電気自動車はかなり普及してまいりますので、できればこの実績を見ながら、やっぱり町内で観光とかにいられた方が利用できるような体制を、今年度の事業を一つの基盤にしながら拡充等もまた検討をお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

一般会計の58ページのところですけれども、情報化推進費というところの58ページが一番上から3行目ですが、佐賀県公共ネットワーク整備事業負担金というのがありますけれども、この事業の中身が私佐賀県内でネットワークをされている事業だと思います、68万3,381円ですけれども、今回茨城県の災害がありまして、そのときに常総市が避難をするときに鬼怒川があつて、その常総市というのが鬼怒川が真ん中にあつて東と西に分かれていて、川がもう氾濫しているにもかかわらず、市の連絡としては西側へ移動してくださいという放送があつたということで、一昨日ちょっと問題になっていましたけれども、もう川が氾濫しているならば、本当ならば東側へ逃げたほうがよかつたけれども、もうあふれている川の方向の西へ避難してくださいという市の放送があつたというのがおとといあつてました。こういうときに、例えばそのときの市の説明があつているときに、実は市がネットワークといいますか、市だけ考えますと私どもの市が西側とはぎまって東側とになっているものですから、隣の市へというわけにはいかないの、川を隔てたこちら側へということと言われたみたいでした。そういうふうな答えがありましたけれども、こういうときに例えば隣の市へも避難してくださいという、そういうネットワークがあればよかつたんだろうというようなことをちょっと思ったところでした。これが違うかもわかりませんが、ネットワーク負担金です。

例えば先日佐賀女子短大とも白石町は協定を結ばれましたけれども、協定がないとそういうときでも避難をすることができないのかというようなことをちょっと思ったところでしたので、このネットワークというのはどういう事業なのかということと、そういう避難、例えば私たちの市ですと江北にもいいのか、江北に行ってください、避難場所はここになってます、江北はというようなことがそんなときにできるのかというようなことをちょっと思ったところでした。それで、そんなときには白石町だったらどうするのか、江北町に連絡をして、江北町にまあ六角川があるので今回はちょっと無理かもわかりませんが、そんなときの手段も考えないといけないんじゃないかなということを今回ちょっと思ったところでした。この負担金がどういう役割をしているのかということのも、そういうための負担金じゃないのかなと思ったところでしたので、お願いします。

### ○本山隆也総務課長

先ほどの事象を上げていただきましたとおり、大きい事故では玄海原発等に係る協定書等もごございます。白石町だけでは防災し切れない部分の地域との連携でありますけれども、この公共ネットワーク整備事業の負担金と申しますのは、県を中心といたしました、そういったネットワークの整備ではごございます。詳しい内容につきましては、ちょっとまだ申し上げるあれはございませんけれども、当然通常の防災、それから地域近隣との連携につきましては河川事務所等を中心とした会議等でも十分に進めていくよう協議がなされております。また、西部管内でもそういった協議で、近隣との協定とはいきませんでも情報の共有等でやっていかなければならないものと思っております。

以上であります。

### ○内野さよ子議員

事例を申し上げたんですが、協定がないと隣の町へ連絡がとれないのか、その辺のところも近いところであるので防災に関係して今後何かそういうところが話題にはなかったかもわかりませんが、そういうときのために今後どうかなということをちょっとお尋ねします、もう少し。

### ○本山隆也総務課長

ちょっと言葉が少ない部分もございましたけれども、現在防災に関しては県内全ての市町との協定、それから近隣との協定を行って防災には取り組んでいるところであります。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○大串武次議員

ページ数50ページの自動車賠償責任保険料等52万1,840円、自動車任意共済保険料141万300円、公用車の保険料だと思えますけど、これの台数が何台なのか。それから、任意保険については加入内容がいろいろ選択肢をされるわけですけど、どれくらいの範囲内で加入がなされているのかお尋ねしたいと思えます。

### ○片渕克也企画財政課長

申しわけございません、正確な台数まではちょっと記憶しておりませんが、四十数台、50台近くだったと思えます。これにつきましては、全国町村会が受けております保険に加入しております、物損が5,000万円ぐらい、ちょっと後もって詳しい数字は申し上げます、で対人は無制限というようなことしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

搭乗者関係までちょっとお願いしたいと思いますけど。

○白武 悟議長

財政課長、よろしゅうございますか、内容。

○片渕克也企画財政課長

現在のところ、職員側に対するそういった事故の実績というか、職員がけがをしたとか、そういった事例はございませんが、そういった内容になってございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

説明資料でお尋ねしたいと思います。

ページ数7ページです。7ページの行政放送番組充実及び人材育成事業ということで、751万円ということで決算が出ておりますけれども、この事業実績のところを見ていただきたいんですけれども、事業実績として取材や編集に従事させ、白石町役場だよりを作成するというので、この白石町役場だよりというのはテレビを通してケーブルワンでの、藤津ケーブルもありますけれども、これはケーブルワンですね、ケーブルワンでの白石町役場だよりということで、具体的にこの事業を行うことで白石町役場だよりがどのように充実したのかということをお尋ねしたいと思います。

あわせて、ケーブルワンが委託先ですけれども、ケーブルワンとしては新規雇用者2人ということで内容が書いてありますけれども、新たに新規雇用2人を雇用したのかどうかということについても説明をお願いしたいと思います。

そして、3の事業効果として、行政放送の内容を充実させることで町民に行政情報をわかりやすく提供することができたと、また魅力ある番組づくりを行うことでケーブルテレビ加入率の向上にもつながるということで、平成26年3月の未加入として3,771世帯、49.02%、平成27年3月未加入が3,880世帯ということで50.43%ということで書いてあります。109世帯増ということでもありますけれども、これは未加入がふえるという状況になってますけれども、未加入が減るというのであれば啓蒙を通して、宣伝などを通して未加入が減ったというふうに理解できますけれども、何ゆえ未加入がこのようにふえているのかお尋ねしたいと思います。

もう一点が、説明資料の19ページです。19ページのコミュニティタクシー運行事業で、この事業によって車を持たない方、また高齢になって免許を返したという方たちが大変喜ばれておりますけれども、関連でお尋ねしたい点は、いこカーと予約制いこ

カーが事業実績で上げられておりますけれども、肥前山口駅を利用する高校生や、また勤め人の方もたくさんいらっしゃいます。そういう皆さんからたびたび聞く声として、隣の江北と連携をして協定結んでも肥前山口までの運行ができないだろうかという声を聞くことがあります。この部門で連絡協議会的な組織がありますけれども、その内容、その中でそういう要望など出たことはなかったのか、また検討されたことはなかったのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

### ○本山隆也総務課長

お尋ねの説明資料7ページであります。行政放送番組の充実、人材育成事業、そのどのような充実がなされたのかというところであります。

白石町の情報広報係、職員おりますけれども、その職員とは別に2名の方に編集、取材、それから番組の企画作成を十分にやっていただきまして、中身のある町内の皆様のさまざまな情報をお手元といいますか、御家庭のテレビ、ケーブルテレビのほうにお届けできたものと思っております。そのお二人はこの仕事に特化されて、しっかり地域に取材に行き、またすばらしい編集力でそのお二人の個性は十分に発揮できたと思っております。この雇用の2人につきましては、現在正職員とはなっていらっしゃいませんけれども、十分に実力のあるところでお働きになっているところあります。

また、3番目の事業効果の平成26年3月末加入、それから27年3月末加入というふうな書き方でありまして、3月末加入という意味合いではございませんので、そこをちょっと離して、3月末に加入の段階が幾らということで御理解のほどお願いしたいと思っております。

以上であります。

### ○片渕克也企画財政課長

まず最初に、公用車の台数、先ほど知っておりませんでした。49台でございます。そのほかにリースが5台ございます。公用車についてももちろん自賠責と任意保険、リースについては任意保険というようなことで加入をしております。補償額でございますが、対人は無制限でございます。対物5,000万円と申しましたが、対物は1,000万円の保険でございます。そして、同乗者等の災害も加入をしております。

それと、いこカーの件の御質問でございます。今後いこカーの事業については、いわゆる先ほど議員おっしゃられたように高齢者等の増加等も見込まれますので拡充していかなければならないというふうには考えております。特に予約制のいこカーを、まずは町内をフリーにできないかというようなところで協議会のほうにも今後お願いをしていかなければならないかなというふうには考えております。また、山口駅への乗り入れ等につきましては、現在祐徳バスあるいはJRという公共の機関がございますので、一応いこカーは実施をしないというふうなことで進めております。

以上でございます。

### ○本山隆也総務課長

申しわけありません、前の佐賀県公共ネットワークにつきまして、公共ネットワークは佐賀県と白石町が結んだ協定であります。それで、佐賀県庁、それから20市町を結ぶ情報通信基盤であり、光ケーブルによるネットワークであります。防災、行政事務、学校、教育等を効果的な方面で活用するという事で行政事務の効率化、行政サービスの高度化、教育の充実を図っているところであります。追加であります。

### ○秀島和善議員

総務課長に先ほどの説明で1点だけお尋ねしますけれども、7ページの行政放送番組充実及び人材育成事業ということで、役場だより、確かに充実し始めているなということも実感しております。私の家庭でもケーブルテレビにチャンネルをあわせることがあって、戦後70年ということで戦後史を語るという方たちがよく登場されておりますけれども、他の民放などよりもおもしろいという方たちもふえています。この点は高く評価したいと思えますけれども、新規雇用の2人という方は、これはいわゆる26年度の事業でありましたけれども、引き続きこの事業が継続されるものなのか、そうじゃなくケーブルワンとして独自にこの雇用者を雇用していくというふうに考えておいていいのか、そのあたりはいかがでしょうか。

### ○本山隆也総務課長

この緊急雇用対策といたしましては、白石町、実態としてはこれで終わります、お二人の雇用は済んだわけですがけれども、おっしゃいますとおり株式会社ケーブルワンとしてこのお二人は雇用され、現在活躍中というところであります。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

ページ数は59ページと60ページに関連しますが、交通安全指導員の報酬ですね、これそれぞれ地域でおられると思いますけど、地域の人数をお聞かせいただきたいと思えます。

それと、60ページの交通安全協会の補助金、これも3地域に多分分かれていると思えます。白石と有明は多分交通指導員と交通安全協会に入っている方は兼務されていると思えますけども、福富地域は別になつとと思えますので、それぞれの金額がわかればお願いしたいと思えます。

それと、説明資料の9ページですが、いこカーの分ですが、今福富線は県道を通っていると思えます、ゆうあい館から白石駅まで。それをやはり高齢者のサービスであるならば県道じゃなくて下区地区の家の密集したところを通っていただければ、わざわざ家から県道のほうまで出てこなくていいんじゃないかなと思っておりますけど、その辺のことをちょっとお聞かせ願いたいと思えます。



### ○片渕克也企画財政課長

定期のいこカーの件でございますけども、利用の実態を見ながら路線経路等については協議会の中での意見等も聞きながら考えたいと思います。

以上です。

### ○本山隆也総務課長

現在町内の交通安全を守っていただいております交通安全指導員の皆様であります。割り振り、各地域別と申しましては、白石地域に19名、そして福富地域に11名、有明地域に13名、現在43名の皆様に守っていただいているところであります。

また、安全協会の各負担分につきましては、安全協会、警察署にありますけれども、ちょっとそこからの決算をいただきまして、後ほど御報告申し上げたいと思っております。

以上であります。

### ○西山清則議員

いこカーは、できれば、前もずっと言っていたと思いますが、やはりゆうあい館から経由で農協の前を、県道をずっと行ってますけれども、これを福富小学校前を通りながらずっと密集地を行っていただければ、もう少し高齢者向けで利用者もふえるんじゃないかなと思っておりますけども、その辺を、予約制いこカーもありますけれども、このマイクロバスで行ったほうがいいんじゃないかなと思っております。学生なんかは多分急いでるからそっちのほう行ってもらったらちょっと時間がかかるかもわかりませんが、高齢者によると病院と役場等に来られる方はやはりそれには親切なのではないかなと思っておりますので、御検討よろしく申し上げます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

10時35分 休憩

10時50分 再開

### ○白武 悟議長

会議を再開します。

### ○本山隆也総務課長

先ほどの西山議員の白石地区交通安全協会に関することについて、おくれましたけれども答弁させていただきます。

大町、江北、白石でつくっております白石地区安全協会に、その補助金として22万4,000円を支出いたしておるところであります。その協会への活動費としては、白石地区が37万8,880円、福富地区が15万3,600円、有明が24万9,600円となっております。

この3地区の拠出金といいますか、補助金のほか白石警察署と総合的に白石警察署内にあります協会の本部のほうにこの資金を集めまして、そして各市町への活動費として各支部へ交付されるものと思っております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

次に、ページ数60ページの徴税費から69ページの監査委員費まで、ただし63ページから64ページの戸籍住民基本台帳は除きます。

質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

説明資料の4ページ、5ページにわたって同様の質問をさせていただきます。

4ページが衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費ということで1,006万7,000円ということですが、そして資料の5ページが佐賀県知事選挙868万5,000円ということでもあります。このような経費が支出されておりますけれども、さきの4ページの衆議院選挙における投票率や、例えば20歳代、30代、40代など年代ごとに投票率など分析をされている経過があれば説明をお願いしたいと思います。佐賀県知事選挙も同様であります。

#### ○本山隆也総務課長

失礼します。

現在のその国政選挙及び知事選挙における投票率の世代ごとの分析について、手元資料を持ちませんので、後ほど答弁させていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

一般会計の62ページですけれども、節の委託料です。ファイナンシャルプランナーの委託料ということで59万4,000円ということで、監査資料の中にも経済的自立をさせるために専門家によるファイナンシャルプランナー事業に着手をして事業効果を上げているという説明でした。課長のほうから時々この方の効果がよかったという説明も受けていますけれども、大変期間的に、1年間ではありましたけれども、どのくらいの日数で何件ぐらいで内容が何か、二、三件ありましたら、こういうことをしていただいたですとか、そういうなことをお願いします。

#### ○木下信博収納対策専門監

ファイナンシャルプランナーの事業でございますけど、この事業の目的につきましてはただいま質問者のほうからございましたとおり、納税が困難な滞納者に対しまして経済的自立を目的とした債務整理相談をファイナンシャルプランナーに委託するこ

とで、今後の生活再建ができるように支援し、かつ町税だけでなくその他の債権においても債権の確保に努める事業ということで平成26年度から着手をしたところでございます。

この事業につきましては、実施期間といたしまして平成26年5月から27年3月までの11カ月にわたりまして、月1回、午前9時から午後8時までを相談時間といたしまして、合計11回実施をしております。相談者1人に対しまして約1時間をめどに、相談者の抱える家計への不安などを聞き出しまして、今後の解決策を探し出してもらいまして、納税へつなげていくという方法で行っております。

昨年度、26年度は相談者数といたしまして20名が来られておられます。合計で37回の相談を重ねまして、解決した案件で11件、まだちょっと交渉中の方が継続として8件となっております。その結果、今後の税収の回収予定まで含めまして828万7,681円の事業の実績となっております。この事業につきましては、今年度の予算計上をいたしまして、引き続き継続してまたつなげていきたいということで考えております。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に9款消防費、ページ数125ページの消防費から129ページの教育費の前まで、及び154ページの公債費から最終の156ページまで、質疑ありませんか。

#### ○大串弘昭議員

128ページの防災、ここに需用費として災害用備蓄品ということで上げてありますけれども、その品目はどういうふうなものであるか、どこに保管をされてるのか、その件についてお尋ねします。

#### ○本山隆也総務課長

備蓄品につきましては、お米、アルファ米、それから乾パン等であります。備蓄の場所につきましては、1階警備室の奥に備蓄しているところであります。

以上であります。

#### ○大串弘昭議員

それについては品目ごとに備蓄の年数といたしますか、そういったものが違っていると思うんですが、その年数はどうなってますかね。

#### ○本山隆也総務課長

内容につきましては、今言いましたアルファ米、乾パン、それから水、その他ブルーシート等、食べ物に関しては賞味期限がございます。5年をめどに更新という形をとっているところであります。

以上であります。

**○草場祥則議員**

127ページ、19節の負担金補助及び交付金のところで、消防団員公務災害補償等共済掛金とか3つありますけど、去年何かそういうふうなことで使われたりしますかね。消防団員さんが何かそういうことで共済掛金を使われたという実績があれば。

**○本山隆也総務課長**

現在、消防団員の皆様には非常に重要で危険を伴う任務についていただいているところであります。この共済の掛金につきましては、災害、消防あるいは水防等で受けた障がいのみならず、通常の御家庭のけが等にも及ぶ大変いい共済というふうになっておりますので、年間を通して件数はちょっと周知しておりませんが、多くの皆様からの申請に基づき支出をしているところであります。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○前田弘次郎議員**

128ページ、先ほどの災害備蓄品の中で、当局の方、アルファ米とありましたけど、課長は食べられたことありますか。

**○本山隆也総務課長**

まだ食べていないところです。

**○前田弘次郎議員**

皆さんの中で食べられたことがある方がいらっしゃるかわかりませんが、私も食べてません、実は。災害備蓄品であるということであるなら、どういう味がするのかわかりませんが、一回私たちが試食をしたほうがいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

**○本山隆也総務課長**

大変ありがたいお言葉で、またそういうことも実施して、実際に防災に実体験としてみるべきものと思っております。間もなく賞味期限も切れますので、その前までにはぜひ計画をしてみたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

129ページ、防災無線の保守点検委託料、かなり高額ですけども、これによって

効果を示したことはありますか。

また、指摘を受けたところの補修費は、これに含まれてはいないんですね。だから、こんなに高価な委託料があるのかなと思って。どういう基準でこれが決められているのか、そこら辺の根拠を示していただきたい。

それから、ほかに防災行政無線電波利用料、これもありますし、今の防災無線は非常に聞こえづらいとか、そういう話があつてますけれども、その辺の、これだけの価格を利用料を取るくらいならもっと聞こえるように設置しなさいということが言えるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はいかがでしょう。

### ○本山隆也総務課長

129ページの防災行政無線に関する保守及び電波の利用料の件であります。

防災行政無線保守につきましては、株式会社富士通に委託いたしまして点検を行っているところであります。内容につきましては、戸外の各機器及び、庁舎内にありますJ-A L E R Tと申しまして、緊急時に国、県からの情報の伝達のある部分について保守点検をいたしているところであります。その額につきましても高額となっておりますけれども、現在のところその会社に委託し保守に努めているところであります。なお、保守と申しましても、保守会社の範囲以外の部分につきましては町負担になっていると思っております。

また、電波利用につきましては5万4,237円でありますけれども、九州総合通信局のほうに電波利用料として支出しているところであります。防災につきましては大変経費のほうかかっておりますけれども、適正な点検及び有効に効果的にそれが皆様に届くべく、その点検もやっていかなければならないと思っております。

以上であります。

### ○岩永英毅議員

点検は必要でしょうけれども、その根拠ですね、118万8,000円の算出根拠、何かが母体になって、例えば本機が時価がこれぐらいだからそれに何%、あとラッパが何基ついてるからそれに対して幾らというような根拠があると思うんですけれども、それが経年経過とともに減っていくのか、ふえていくのか。そこら辺が算出根拠がぴしっとしてないと、もし点検しても悪かったところが、それが点検内容に入っているのか入っていないのか、今の根拠がわからないと出てこないわけでしょう。修理しても点検してここが悪かったですよ、これは保守料には入ってませんからくださいと言われてたら、そのまま言いなりに払っていかにかい。どういう項目が点検項目ですよ、あるいはどういう対象がなってますよ、こういうことの積み上げが118万円ですよ。

電波局も、国でありながら、国の基準で設置したわけでしょう、J-A L E R Tなんか。その使用料を取るというのも、通信局は通信局ですよということかもわかりませんが、そういうのが果たして防災無線と言えるのか。そこら辺の追求はされていないんですね。ぜひしてほしいなというふうに、今わからないでしょうから回答は結構ですけども、今後そういうところを緻密に追求してもらいたいなというふうに思います。

以上です。

**○本山隆也総務課長**

おっしゃるとおり、点検あるいは支出については十分な精査は必要だと思っております。この無線点検につきましても、会社からの見積もりをいただき精査したところでの契約を結び、この金額になったかと思えます。しかし、議員おっしゃるとおり、その根拠につきましてもさらに項目について点検をすべく精査は進めていかなければならないと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○大串武次議員**

ページ数128ページの消防施設費の使用料及び賃借料で土地借上料、これの内訳内容をお願いしたいと思います。

**○本山隆也総務課長**

14節土地借り上げ22万1,634円の中身につきましては、格納庫等の土地の分が町有地以外の部分への借上料をお支払いしているところであります。個人の宅地あるいはJA等、そこら辺の町有地以外の部分の格納庫に係る土地借上料の支払いであります。以上であります。

**○大串武次議員**

件数がわかれば件数までお願いします。

**○本山隆也総務課長**

件数につきましては、後もって答弁させていただきます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○吉岡英允議員**

ページ数128ページお願いいたします。

24節の投資及び出資金というふうなことで、水道事業会計出資金ということで167万6,000円出されております。それで、出資と考えますとここに不用額がまだ12万4,000円というようなことで発生しております。出資するんだったら毎年同じような金額じゃないかなと思う次第で、ここにまた不用額が出てますので、これどういうお金なのか説明をお願いしたいと思います。

**○本山隆也総務課長**

文言が少しなじまないかも知れませんが、消防施設費におきまして水道課のほうに行ってくださいと事業費をここで組ませていただいて事業を行うものであります。この180万円の中で26年度事業費を行った167万6,000円という消防設備を水道課のほうにお願いし、その不用額となった124万円と認識しております。出資金ということで全額のトータル的なイメージがございますけれども、事業費の残というふうに考えております。

以上であります。

#### ○吉岡英允議員

そうしたところ、消火中とかなんとか立てて水道が何かするとですよね。事業費ということですので、何か工事の事業なんですか。出資金としてあるんですけど、消火栓を取り付けるには、水道管から取り出しして接続せねばならんですよね。その工事費って考えれば毎年これは変動があるって考えとっとかんばいかんとですかね。お願いします。

#### ○本山隆也総務課長

吉岡議員おっしゃるとおりであります。消火栓の設置及び防火水槽等の改修に、消防施設に、そういった工事費であります。その出資として180万円出資し、工事を水道課等でやっていただき、その残額というふうに認識しております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

ページ数128ページです。

18節の備品購入費ですけれども、消防装備品購入費及び消火栓ボックス購入費ということでの内訳を説明していただきたいということと、あわせて先ごろ全国的に消火栓ボックスの先端部分の金具が盗難されるという事態がニュースで流れていましたけれども、本町ではそういうことがなかったのかという点をお尋ねしたいと思います。

もう一点、決算説明報告書の6ページです。

6ページ、防災費として148万2,000円ということになってますけれども、この2の事業実績のところを見ていただけますか。事業実績の一覧表に負担金補助及び交付金ということで明記してありますけれども、ここのところに水難救済会負担金と自主防災組織補助金ということが明記してありますけれども、一つお尋ねしますけれども、この水難救済会負担金というのはどういう活動をなさるところで、どういう組織になっているのかということと、もう一点が自主防災組織補助金、現在町内には自主防災組織は幾つあるのかお尋ねしたいと思います。

#### ○本山隆也総務課長

御質問の128ページ、備品購入費であります。備品購入につきましては、112万3,200円であります。防火衣であります。消防団員の防火衣を20着購入したところでもあります。

消火栓ボックスにつきましては、5基を45万1,440円の支出をもって備品として購入したところでもあります。

それから、金具の盗難については、危機管理防災係からは現在聞いておりませんので、盗難はなかったものと思っております。

3番目の説明資料6ページの事業費、自主防災組織、この組織につきましては戸ケ里の地区が25万円全額を自主防災組織として補助金がなされ、活動なさっているところでもあります。

全体の自主活動費については、女性消防あるいは地域活動ございますけれども、その件数につきましては後ほど答弁させていただきたいと思えます。

その前段の水難救済会と申しますのは、全国組織であります。各市町からの助成金31万円から25万円を引きますと6万円、各市町が助成をいたしまして全国組織として水難救済、その水難に係る事業を行っている、例えば水難事故等全国的な事故等も含まれながら、地域もこの恩恵にあずかっているところでもあります。また、備品等も作成され、白石町にもこの備品等が還付されてきていると思っております。

以上であります。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○西山清則議員

ページ127ページの消防施設費の中の修繕料、これの分と、128ページの防災費の修繕料、それぞれ御説明をお願いします。

#### ○本山隆也総務課長

御質問の127ページ、消防施設の修繕費及び128ページの修繕費については、ちょっと後ほど答弁させていただきます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○井崎好信議員

ページ126ページでございます。

常備消防費、19の負担金、広域圏消防負担金が3億6,448万6,000円というふうなことで決算額が上がっております。最近ドクターヘリを頻繁に見かけるわけですが、事故あるいは病気等で重症患者を短時間に運んで生命を救うというようなことで、手段として活用されておりますが、この事業に対しまして杵藤地区広域市町村圏組合広域消防で負担金があるのか、そしてまた着陸場所が町内で指定された場所があ



るかと思えますけれども、何カ所あるのかお伺いをしたいと思います。

#### ○本山隆也総務課長

ドクターヘリの着陸地につきましては、白石地域、庁舎前の総合運動場、福富地域、マイランド公園、有明地域、ふれあい郷、3カ所であります。

ドクターヘリに係る負担、杵藤広域ですけれども、それにつきましては恐らく県のほうの費用負担ではないかと思えますけれども、後ほどまたその分については答弁させていただきたいと思えます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、これで決算認定に伴います総務部門の質疑を終了します。

後だって留保されたものについては回答よろしくお願いを申し上げときます。

### 日程第3

#### ○白武 悟議長

日程第3、議案第48号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑はありますか。

#### ○久原房義議員

48号についてお尋ねでございますが、これはマイナンバー制度が始まることによるの一部改正だということでございますが、ただ先日の新聞等にも出ておりましたけれども、いろんな世論調査の中で60%の方がこの制度に対して不安だというような回答があったというふうなことが掲載されておりました。いろいろあるんでしょうけども、ここではいろんな資料、先日説明会の折にもいただいておられますけれども、個人さんにとってメリットは非常にいろいろ出してございますけども、デメリットというものが何かあるのかどうか。その辺がちょっとなかなか私もわかりませんのでお尋ねするわけですけども。

それと、各金融機関に対して預貯金であるとか、あるいは貸付金であるとか、そういったもの等が瞬時にこのマイナンバーでわかるというような話も聞くわけですけども、その辺の実際の運用の中での利用方法がどういった形になっていくのか、また一つにはいろんな税であるとか、あるいはいろんな個人の負担、税以外にも例えば学校給食費であるとかいろいろありますけども、そういった面で徴収をしなければいけないわけですが、金融機関等の預貯金あるいは貸付金、そういったものが全て役場のほうでわかるようなシステムになるのかどうか、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

## ○本山隆也総務課長

先日、総務課と住民課のほうから議員の皆様にも御説明し、11月上旬から通知カードが送付され、そしてまた各個人の申請により特定個人情報の入りました、個人番号が入りましたカードの取得について進めさせていただくということで説明したところでもあります。

議員おっしゃるとおり、報道等においてもメリットの部分と申しますか、まだこれが実際に稼働していない状況ではあるところですが、現在国のほうではさらにその利用拡大について、例えばさきにある10%消費税に伴います軽減税への利用等を既に検討、また報道もされているところでもあります。そういうふうになりますと、自分がどういう利用をしたというのも当然わかるわけではございますけれども、まだ十分稼働されない段階でさまざまな可能性の報道もあるところで、皆様にとっても不安があるかと思っております。

この個人番号につきましても数年前、大分前になりますけれども、グリーンカードあるいは国民総背番号制と、ちょっと出たり消えたりした部分もございしますが、このたびの正式な活用に伴いまして、デメリットというところでもありますけれども、やはりその部分については我々がしなくてはならない年金機構の漏えい、あるいは組織的な体制、そういった部分も含め、直近にそういう事件があったことを含め、そういう守秘としての不安が私はデメリットとして皆様に不安としてなっているのではないかと思っております。稼働する中でのデメリットの予測というのは、まだ私も十分掌握しておりませんが、そういった個人情報の保護、条例改正もお願いしているところですが、その部分についても国、県とともに十分推進し、保護という面で進めていかなければならないと思っております。

そしてまた、金融機関、預貯金等につきましても、今後その利用につきましてもは税それから福祉の部門、それからあるいは被災された場合の被災情報としての個人情報ということで、今のところ白石町としてはそれ以外の拡大する利用については検討しておりませんが、今後またそういった国の施策として金融機関への利用、あるいは消費税への活用等が入ってくるかと思っておりますけれども、その分についても十分、もしそういうふうになれば個人情報等注意しながら進めていかなければいけないと思っております。

以上です。

## ○吉原拓海税務課長

ただいまの質問の中に、預金についてのマイナンバーの付設についてのことがございました。税務課として今把握している状況で御説明申し上げますと、税務課としましては滞納未納者に対して財産調査を行うわけでございます。その部分、金融機関かなり調査いたしております。国、国税、県税、市町民税、そこら辺についての滞納調査におきまして、滞納された方について調査ができるわけでございますが、その分についてマイナンバーを付設されることによって、そのマイナンバーを利用して調査ができる旨になるというふうな情報だけは確認している状況でございます。

以上です。

### ○久原房義議員

預貯金等の確認がこのマイナンバーを利用してできるという答弁でございましたけれども、これはあくまで個人の方が申請をせんといかんわけですね。しかも、顔写真をつけてということですから、対象はこれは0歳から高齢の方までということでしょうけれども、果たしてその申請をされる、100%していただければそれにこしたことはないわけですが、果たしてどの程度申請をされてこのカードを受け取られるのかということが非常に不安といたしますか、本当に皆さん進んで積極的にこの申請をされるのかなというちょっと疑問を感じるわけですが、自分にとっては余り、さっき総務課長も消費税の還付に利用するとか、そういったものをいろいろメリットの部分強調していけば申請をしてちゃんとマイナンバーのカードを取得されると思うんですけども、ただ役所の都合のいいようということだけのカードであれば、なかなか申請もされないだろうと思うわけですが、その辺の、今後今から始まっていきますけれども、町としてどういう形で取り組まれるか、まずカードを申請をしていただくことが必要になるわけですが、できるだけ100%近くの皆さんが申請をされることにならんとなかなか本来の目的が達成できないというふうに思いますので、その辺の推進方策をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

### ○本山隆也総務課長

先日の説明会のときにも説明資料等によって説明したわけでございますけれども、久原議員おっしゃるとおり、大変事務的な作業が少し伴ってまいります。申請書への記入、そして押印、そしてまた顔写真を撮りましてそれを添付して郵送という形になります。若い皆さん、あるいは実年の皆さんのおられる世帯はそう苦になるところではないかも知れませんが、おひとり暮らしのところ、あるいは御年配のお二人暮らしのところ等でどれだけ確実に申請していただけるかはちょっと今のところ予測できないといたしますか、不安な部分ではあります。即座に100%マイナンバーの通知及び個人番号カードが整備されるとはちょっと予測しかねるところでありますので、11月上旬から随時発送に伴いまして、まだ現在周知、住民の皆さんのところについては広報誌あるいはパンフレット、あるいはホームページ等ではしているものの、十分な周知についてはこれから協議してまいらなければならないと思っていますところですので、以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

三、四点、マイナンバー制度について担当課長にお尋ねをしたいと思います。

まず、簡単なことからですが、第1に写真を必ず張らないといけないということですが、例えば私ごとですが、パスポートを私とったときに福富の地域のスーパーの敷地内にある自動写真機で撮った写真では、最初にパスポートとし

ての写真としては認められませんでした。それで、友達の助言もあって有明地区にあるスーパーにある写真機で撮りましたら、それは受け付け可能ということでパスポートを初めてとることができました。写真と一言で言ってもそれだけの違いがあります。今回のマイナンバー制度での写真はどのように考えてらっしゃるのか、これが第1点です。

2点目に、私の地域の隣、隣の家が、もうどなたも住んでいらっしゃいません。家族の方は町内の施設で暮らされております。恐らく郵便物などはポストに入っていますので住民票はそのままにしてらっしゃるようですけれども、そういう方たちも町内にはたくさんいると思いますけれども、先ほど久原議員からの質問に総務課長からの答弁を聞いておりますと、正直私自身もこのマイナンバーについて大変不安な感想、気持ちを持っているところです。とりわけ総務課長の答弁を聞いてると何か自信なさそうな発言ですので、なおさらのこと不安に思うところですが、総務課長として、まず10月1日から発送されるということについてですけれども、年度内に何十%のこのカードの実施を目標にしていらっしゃるか、それぞれ目標があると思います。送ったら送っただけでそのままというわけにいきませんので、この事業の目標はどのように立てられているのかお尋ねしたいと思います。

#### ○本山隆也総務課長

大変不安そうなあれを皆様に与えたのは悪かったと思っております。

写真につきまして、またあるいは進捗につきましても現在ナンバーの通知について今随時郵送を行うよう国の指示に従いまして白石町も進めておるところであります。非常に現在のところその写真の精度、インスタントカメラあるいは軽易な機械でどこまで認められ、そしてまたどの段階でオーケーが出るのかというところはちょっとまだ周知していないところあります。また、その進捗状況につきましても何%を目標に進めていこうかというところも現在ちょっとまだ周知しておりませんが、そういった施策として白石町もしっかりとして住民の皆さんに不安を少しでも取り除き、活用ができますよう進めていかなければならないと思っております。

以上です。

#### ○秀島和善議員

あと何点かにわたってお尋ねを申し上げます。

まず第1に、旧福富、有明、白石のときから住基ネットというものが活用されてきました。私もその制度が始まったときにすぐにカードをつくりましたが、現在どこに置いたかわからないぐらいこの住基ネット、私自身制度が始まってからつくったのはいいですけれども一度も活用しないままカードそのものも紛失しているということで、この住基ネットとこのマイナンバー制度との兼ね合い、違いはどこにあるのかということがまず1点ですね。

それから、2点目に、詳しくパンフレットもいただきましたけれども、正直十分に目を通しておりませんのでお尋ねしたいんですけれども、マイナンバーで管理される個人情報はどこまでなされるのか。個人情報をどこまでなされるのか、お尋ねしたい

と思います。

そして、3点目に、このカードの活用方法、なるべく具体的にこのカードをどういうふうに日常的に活用されるのかということをお尋ねしたいと思います、3点目に。

4点目に、この制度というのは外国にもこうした同じような制度はあるのでしょうか。それとも日本だけのものなのでしょうか。

最後に、番号が漏れたらプライバシーが私は丸裸になるのではないかと思いますけれども、こういうセキュリティーをどのように高めていこうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

### ○本山隆也総務課長

現在、住基のほうで個人さんの証明として用いられておりますカードもございます。その住民課で扱ってらっしゃいますカード、そしてまた新しく個人番号カードができるわけですが、個人の認証にかかわるアイテムと申しますか、その一つのカードにつきましてはどちらかのほうがいいのではないかと思います。恐らく個人番号を取得なされた方については、そのカードについては必要性が薄くなるかと思えます。正確な答弁はできませんけれども、それについてはまた住民課のほうと相談しまして回答させていただきたいと思っております。

個人情報といいますか、このカードの活用でございます。このカードの活用につきましては、ちょっと申しておりましたけれども、一つは税の管理でございます。どちらかといいますと住民様というよりもこちらの役所的な考え方になりますけれども、税についての把握と申しますか、それからもう一つは福祉の部門であります。それからさらに災害時におけます個人の認証というふうなことがこのマイナンバーの活用にあてられているようであります。

それから、日本以外での利用と申しますか、ちょっと記憶の中ではアメリカ等のグリーンカードと申しますか、そういった個人認証カードがあるものと現在思っているところあります。

それから、漏えい等が非常に懸念されると議員も申しておりましたとおり、これにつきましてはしっかりとした国の指導、あるいは白石町の条例等によりましてしっかりと把握、そしてまたその漏れがないように、また漏れた後といいますか、漏えいがないように取り組んでいかなければならないと思っているところです。

以上であります。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

私の勉強不足でちょっとわからない点がありましたのでお聞きしますが、個人情報とありますけれども、特定個人情報とまたありますけれども、この特定の意味をお願いします。

**○本山隆也総務課長**

個人情報といった場合は、氏名、住所、生年月日、性別等、個人が特定される情報であります。特定個人情報と申しますのは、この法律が番号法ができて12桁の番号が振られた、12桁の番号の入っている情報が特定という名前がつく個人情報、特定個人情報ということになります。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○前田弘次郎議員**

先日、報道で個人情報のこのカードが4,000万枚しか準備できていないと、今年度ですね。少しおくれが出ているということですけど、この辺で何か県からか国からの情報はありますか。

**○本山隆也総務課長**

前田議員の御質問について答弁させていただきます。

当初10月5日からの随時発送ということになっておりました。それが県、国との連絡によりまして11月上旬ということで、連絡が9月の初め、9月3日に連絡があったところでありまして、郵送時期のずれにつきましては、その理由につきましては聞き直しはしておりません。また、カードの不足についてもまだ情報がおくれておりますといえますか、不足しておりますけれども、その部分についてはこちらのほうで再度お聞きしまして内容を確認したいと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝上良夫議員**

まず最初に、マイナンバーの話が出ておりますけども、個人情報の保護条例の中でマイナンバーの位置づけがどうなのかよくわからないところがありますけども、あくまでもマイナンバーの情報は個人情報保護条例の中に入っているということで理解してよろしいのでしょうか。それに、新旧対照表の旧の3、第9条の2、実施機関は特定個人情報を取り扱う事務における云々、第2項、前項の規定にかかわらず実施機関は個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であると該当すると認めるときは特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的外の目的のために特定個人情報をみずから利用することができる。3条も同じような意味に受け取るんですが、このところのすっきりした説明ですね、まず。相反する部分が出てきているみたいなんですが、その部分。

もう一つが、条例の中で個人情報審査会というのがあります。そのことに関しては

これの条例の改定に関して関係ないものか。また、町長が管理する個人情報の保護に関する規則、そういうものもあります。その2つですね、審査会と町長が管理する個人情報の保護に関する規則、条例もあると思いますけども、その部分に関しては関連がないものかどうか、まずそこら辺をお伺いをいたします。

### ○本山隆也総務課長

お答えいたします。

このマイナンバー制度につきましては、番号法、ちょっと長いんですけども、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律が公布された、番号法が公布されたところであります。その番号法についてどういうふうな市町の対応をするかというところで、その条例の改正については分かれるところであります。ある市町におきましては新たなこの番号法に対応するための例規、条例をつくりましてこれに対応する。しかし、私たち白石町については、白石町の個人情報保護条例を改正しましてこの番号法に対応したところであります。このマイナンバーについてのセキュリティに関することに関し、白石町個人情報保護条例を一部改正により対応したというふうに御理解をお願いしたいと思っておるところであります。

それから、新旧対照表、9ページの3の部分についてであります。非常に例規上込み入ったといいますか、わかりにくいところではあります。大まかに申しますと、1項については利用してはならないということで、利用の目的外利用はだめですよというふうに言いつつも、2項のほうで例外的にこういうときは情報を利用することができる。本人の同意、あるいは生命、身体に保護に必要なある場合というふうに御理解をお願いしたいと思っております。また、3項につきましては、目的外利用について行った場合は個人の権利侵害などがないように、そこは守ってくださいというふうな9条の2の第1項、2項、3項の内容というふうに御理解をお願いしたいところであります。

また、個人情報審査会等ほかの条例に関しては、この保護条例により補填されるもので、ほかの条例に関しては条例改正の影響はないものと理解しているところであります。

以上です。

### ○溝上良夫議員

私が聞いたかった、最初のほうの答弁にありました、白石町はこの個人情報保護条例の中でマイナンバーの保護をすると。他町の場合は違う面もあると。白石町はこれを決めた根拠、その根拠がどういう根拠でこの形になったのか。今のところ皆さん不安がられていると思います。私個人的にはもっとわかりやすくマイナンバーの文言をまず入れるべきじゃなかったかなというふうにも思います、この条例の中で処理するんであればですね。そういうところ。

それと、第9条の部分ですけど、受け取りようですけども、利用してはならない、特例では利用できる、侵害をしない程度の利用なら可能と。できないならできないというふうな形はとれないものかどうかですね。何らかの理由であれば利用できる。

利用したら侵害をしてはいけませんと。そこら辺、ちょっと矛盾点があるんじゃないかなと私個人的には思いますけども。その2件についてお伺いいたします。

### ○本山隆也総務課長

この例規の改正につきましては、所管の分については総務課、あるいは環境の部分については環境課のほうで検討し提案しているところであります。この番号法による改正に伴います白石町のどういうふうななじませをやっていこうかという問題につきましても、総務係を中心として広報、情報、あるいは住民課との折衝の中で新規な新しい条例をつくって、そのほうがわかりやすい、あるいは余りにも番号法等既存を残しつつ条例を改正すると、その既存条例についても非常に影響が大きい等いろいろ検討した結果、そしてまた関係事業者の例規関係の業者と協議もする中で、個人情報保護条例の改正によって番号法となじませたほうがいいのではないかという結論に達し、この個人情報保護条例の改正という形でお願い、提案するものであります。

また、9条の2に関してもその目的外利用、あるいは目的外利用ができる場を定めたもの、あるいはこの目的外利用を行う場合は個人の権利侵害をしてはならないという旨で、言い回し的には非常に少し遠回しな言い方で、一読しては理解できない部分もございませうけれども、これも法律的な言い回しと申しますか、非常にちょっとなじまない部分もございませうと思ひますけれども、どうぞ御理解のほどお願いして、そういった中身についてはよろしくお願ひしたいと思ひするところであります。よろしくお願ひします。

### ○溝上良夫議員

いいですかね、12時過ぎましたけど。

まず、他町のやつは何か、見てはいないですけどすっきりした条例になつてゐるんじゃないかなというふうな気がします、見てみたいと思ひますけども。もう一回、9条の2の件ですけども、ほかの条例を全般的に見てみると例外は町長が認めるという文言が幾つもあります。そこら辺はこの9条の2に関しては町長は一切関係ないということによろしいんでしょうかね。ある担当課で決めて、何かあつた場合の責任は町長にないという。もちろん最終的にはあるんでしょうけども、条例の中で幾つもうたわれているところがあります。町長が認める例外的なところが、こういう保護条例に関して全般ちょっとまず見てないですけども、町長が認めることに関してはという文言が見受けられないように見えますけども、そこら辺は大丈夫なんでしょうか。

### ○本山隆也総務課長

この9条の2と申しますか、番号法に伴う例規の改正でございます。番号法を根底に、どうやってその番号法が意味するところを白石町に落としていくかというところで保護条例を改正したところであります。町長が認める場合はというふうなところもございませうけれども、主軸は国の番号法であります。そういったところで国の番号法に沿つた改正ということで、シンプルといいますか、その内容について可否、制限については番号法に沿つたものと認識しているところであります。



以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
これで質疑を終わります。  
討論ありませんか。

**○秀島和善議員**

私は、議案第48号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、反対の立場で討論をさせていただきます。

マイナンバー制度の根幹である個人番号と住民票データを管理する市区町村の多くが、安全対策に不安を抱えていることが共同通信社のアンケートでも明らかになりました。管理を担う自治体が懸念を残したまま制度を導入しても、住民の信頼を得るのは極めて難しいものです。国は、個人情報の保護を最優先し、自治体と協力して十分な対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

国は、これまで不審なメールやサイトの閲覧禁止など自治体職員の安全管理教育徹底に重点を置いていました。しかし、日本年金機構の情報漏えい問題を契機に、個人番号を管理するシステムとインターネットを遮断するといったハード面の対策を急ぐよう自治体に求めていました。改修には専門知識と費用が必要です。人材や財源不足に悩む小規模な自治体を中心に、何をどこまでやればいいのかわからないという不安が広がった面もあります。600もの自治体が、国からの情報提供が不十分と答えたのは、その反映だと言えます。

9月にはマイナンバーを金融機関の口座に結びつけられるようにする法改正がありました。財務省は、消費税率を10%に引き上げる際、買い物時に個人番号カードを店頭端末にかざし、還付の対象品目を2%分を後から払い戻す仕組みの導入を提案しています。しかし、利用範囲の拡大はセキュリティーの確保が大前提ではないかと考えます。

以上、問題点を指摘し、反対討論をさせていただきます。

**○白武 悟議長**

ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
これで討論を終わります。

これより議案第48号「白石町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

12時07分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開いたします。

○本山隆也総務課長

先ほど個人情報保護条例についても了承いただいたところではございますけれども、大変理解等で御迷惑をかけている点、再度答弁、あるいは保留しておりました点について答弁させていただき、また選挙関係、それから消防関係についても申しわけございませんけれども答弁させていただきます。

溝上議員の番号法等、町個人情報保護条例の改正についての件であります。

番号法の31条によりまして、町の条例によるところで特定個人情報の開示及び訂正、利用廃止、消去、提供の停止については定めよというところで条例の措置をとっております。けれども、それにつきましても先ほど議員が言われた新しい番号条例を制定する方法と、町が今提案申しあげました個人情報の改正によるやり方でありまして、それにつきましては、条例の新規の制定と改正についてもその効果につきましてもどちらをとっても同様にすべき責務を負っている、町は責務を負うものであります。町が行いました個人情報保護条例の改正と申します意義としまして、特定個人情報という12桁の番号がついたその概念が大きく個人情報の中に存在するという観点から、2つの情報の条例を制定する紛らわしさを避けるため、一つのまとめた方法によりこの白石町個人情報保護条例を改正したところであります。

そして、町長のその裁量については認めていなく、その法令によって従うというところで改正を行ったところであります。

また、久原議員の制度として成り立つものかというところではございますけれども、なるほど国民、住民さんの理解が難しい部分ではございますけれども、この通知カードの発送というところで既に番号をつけられた時点で個人情報に十分配慮した形で利用開始がなされるものと思っています。個人番号カードを申請して取得するかしないかは任意ではありますけれども、個人カードを申請された方自身が身分証明はもとより今後の利用が検討されているさまざまところで役に立つということだと思っております。言いかえますと、個人カードがないということできざまな手続ができないということではないということでありまして。

秀島議員もおっしゃっておりました、写真についてであります。写真につきましても、正面で無帽、無背景のサイズの的にはパスポートと同じ4.5掛ける3.5、6カ月以内という決まりはございますけれども、パスポートほどの精度は必要ないというふうに理解しているところであります。

住民票のところにおられない方はどう通知しているのかというところではございますけれども、居所情報登録の申請ということで自分の居場所を申請することで医療機関等の職員などの代理による申請が可能であるというところですので。町は既に各病院等を回りまして、病院関係者に提出を依頼しているところでもあります。このことにつきましては9月公報あるいはホームページに掲載しているところであります。

今現在持っていらっしゃるカードの住民基本台帳カード、既に顔つきのカード

はございますけれども、それとのかかわりにつきましては、この個人番号カードができた皆様に対しては返還を求め、この個人番号カードがある場合は住基カードは不要ということになります。

また、前田議員から発言がございました、不足という部分ですけれども、国、県からの情報については現在つかんでいないところというところで報告させていただきます。

続きまして、選挙に関する世代ごとの投票率でございますけれども、その集計につきましては現在のところシステム上はそういったことを行っておりませんので、申しわけありませんけれども知事選挙につきましては、白石町としては72.07%、先ほどの衆議院議員の選挙につきましては65.22%ということで、全町的な投票率しかつかんでいないということをお願いしたいと思っております。

それから後、消防、防災に関する答弁であります。地域防災であります。地域防災の団体でございますけれども、戸ケ里を含めて9団体、婦人防火クラブが4団体、地域の防災が9団体で婦人が4団体で合計13団体が現在ございます。

続きまして、消防の修繕費が2項目ございました。1つにつきましては、消防自動車の車検であります。もう一つにつきましては、消防の車両ポンプの修繕、それから格納庫の修繕であります。

それから、ドクターヘリの広域市町村圏組合の中に入っているのではないかとということでございますけれども、ドクターヘリの負担応分につきましては広域市町村圏組合の負担金の中には入っていないという認識であります。

それから、消防団員の共済制度でございます。消防団員の公務災害、26年度は2件ございます。1つは入院高度障がい1件で、現在も治療されておりますので、金額については未定であります。もう一つにつきましては平成27年3月でございます、これが2万5,750円ということで26年度実績2件でございます。

それから、福祉共済制度という制度につきましては、26年度実績で10件であります。

それから、岩永議員申されております防災点検の精査でございます。現在のところ118万8,000円の点検費用をかけて点検をしております。内容につきましては、ちょっと重複になるかもわかりませんが、白石町庁舎にあります親局、2階の町長室の東側でございますけれども、親局の保守点検、それから屋外の子局でございます50局の電波の機器点検でございます。それが87万2,550円ということで年間点検させていただいております。

それから、少し申しましたけれどもJ-ALERT、全国瞬時警報システム、これにつきましては22万7,450円ということで国からの直接的な情報伝達について点検をし、この業務を行っているところでございます。

大変遅くなりました、答弁については以上報告申し上げます。

以上であります。

#### 日程第4

#### ○白武 悟議長

日程第4、議案第53号「平成27年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の総務部

門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入17ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

### ○溝上良夫議員

17ページ、町債、過疎対策事業債ですね、これは前年度は27億5,000万円、本年度は19億1,800万円ということですが、一般質問でも私も何回も言ったんですが、定住化対策、人口増加の問題、それとこの過疎債の問題。人口がふえれば過疎債の適用がなくなるというふうに解釈していいと思いますけども、その場合どこのラインが過疎債の対象になるのかということと、過疎債がなくなった場合どういうふうな不便があるのか。人口がふえて増税になるかもしれませんけども、そこら辺の執行部も痛しかゆしのところがあると思います。人口が増加すれば過疎債がなくなるというふうなことに繋がるとは思いますけども、そこら辺を全般的な形で答弁をお願いいたします。

### ○片渕克也企画財政課長

今回の過疎対策事業につきましては、国の事業につきましては平成23年から32年までですから10年間ということで設定をしております。今国勢調査が、ことし国勢調査の年なんですけれども、国勢調査の結果でそれぞれ過疎の判定がされます。いわゆる基準年が、ちょっとまだ新しい基準ができると思いますけども、過去の部分から今度の国勢調査に対する減少率、あるいは高齢化率が一定以上、これはずっと基準は上がってきております。それから、若年者の構成の比率、こういった基準によって指定から外れたり入ったりというようなことになります。

今回白石町は指定に入っておりますけれども、指定に入りますとこのような過疎対策事業債、有利な起債を借り入れることができますし、いろんな国庫事業についても補助率のかさ上げ等、5%等が、そういったかさ上げがございます。で、現在しておりますけれども、10年間の制度でございますので、今後の分については問題ないかと思っておりますけれども、次の基準、新たな過疎法が制定される時にどういった基準が設けられるのか、そのときにこの白石町が過疎対象の町として外れた場合それらの制度がなくなることになります。

先ほど議員がおっしゃられたように、当然白石町としては人口対策というのはもちろん、これは絶対過疎にならんことということが本来の趣旨でございますので、取り組んでいかなければならないとは考えております。ただ私は、財政課長と企画課長と両方やっておりますけども、財政的な面から見ますとううんとちょっと言いたいなところもあります。ただ、その時点になってどういう数値が出るのかというのは、国の基準も期ごとにずっと変わってきておりますので、そのときそのときの数字が該当するかせんかということになります。また、だからといって人口対策というのは、これはもう絶対欠かせない事業だというふうに認識しております。

以上でございます。

#### ○溝上良夫議員

人口がふえて町が活気づくことがまず大事だと思います。ただ、課長がおっしゃったように痛しかゆしのところがあると思いますけども、とにかくあと何年か知りませんが、その後どうなるかわからないということなんですけども、そのときにはぜひ町が元気になるような、過疎債を当てにしなくていいようなところまでの財政の見直しというか、そういうところをお願いして。答弁はいいです。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出に入ります。

18ページから最終ページ48ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

予算書の20ページ、広報広聴費、18節ですけどデジタルカメラ購入費とありますけど、これは新しく買われた、古いのと入れかえをされたのか、それともう一つ、古いやつと入れかえをされたということであれば、古いやつの処分はどのようにされたか聞きます。

そして、予算書の22ページですけど、委託のところの個人番号カードの交付のところですけど、説明資料の2ページです。

まず第1に、この通知カードの再発行に係る費用は幾らなのか。説明会の中では個人カードの分は再発行が500円ということでお聞きしましたが、通知カードをなくした場合は費用がかかるのか。

それと、この12の役務費のところには通知カード未着に係る再発送料とありますけど、もしこれなくしたのではなく未着の場合は手数料がまたかかるのかどうか。

それとあと、職員を雇われるということですけど、この方が窓口の交付のときに事務をされると思いますが、その方にこの個人情報漏れるようなことはないのか。

以上お聞きします。

#### ○白武 悟議長

前田議員に申し上げます。第2項目の住基通知カードにつきましては、住民課の所轄でございますので、あすお願いしたい、文厚の部門でお願いします。

#### ○前田弘次郎議員

わかりました。

#### ○本山隆也総務課長

20ページ、広報広聴費の備品購入でございます。デジタルカメラの購入ということ

で、このカメラに関しては21年度に購入しました広報用のデジタルカメラでございます。町内イベントに利用中の故障が原因で撮影できなくなったものでございます。それに伴いますカメラと、それからあわせて三脚を購入をお願いするところでございます。使えなくなったカメラについては、現在まだ恐らく広報情報の係のところにあると思いますけれども、ちょっと使えなくなったので処分ではないかと思っております。以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○久原房義議員

予算書20ページのところですか、まず説明資料の1ページでもありますけども、さが段階チャレンジ交付金事業でございますが、これも県費100%でございますけども、いずれの事業も非常にいい事業だとは思っておりますけども、ただこの中で浮立保存会というようなものがございまして、これは従来自治宝くじの事業でこういった伝承には取り組んでおったかというふうに思っておりますけども、今回あえて宝くじの還元金じゃなくてこのチャレンジ交付金で取り組まれたという理由はこういったことであつたのかということをお尋ねしたいと思いますし、2つ目は空き家除去事業費補助金ということで59万9,000円ですが、これは頭出しの1,000円ございましたので60万円になると思いますけども、これの具体的な取り組み方について説明をいただきたいと思っております。

#### ○片渕克也企画財政課長

さが段階チャレンジ交付金事業のうちの浮立の保存会に対する助成の件でございます。従来宝くじの助成によるコミュニティ助成事業として行っておりましたが、これはあくまでもそういった備品、太鼓とか鐘とか、あるいは昔から伝わってきたやつの備品に対応するというふうな部分でございます。今回はその継承のためのビデオを撮るとか記録をするとか、それからほかの団体とも交流をするとか、そういったことに対する、備品の購入もございまして、どちらかといいますとそちらのソフト面における助成というのが主眼に置かれている事業でございます。

#### ○本山隆也総務課長

御質問の空き家除去事業費59万9,000円でございます。これまで空き家の除去事業につきましても要綱を定め、非課税世帯にのみ上限50万円あるいは補助対象経費の2分の1ということで対応をとっていたところでございます。それを今回この補正の可決をいたしましたのを機に要綱を改正しまして、非課税世帯以外課税世帯にも地域の住民の皆様の安心・安全ということで取り組み、空き家の除去事業を推進するものであります。補助事業経費の2分の1、あるいは20万円を課税世帯にも限度と波及しまして、20万円の3件を予算をいただきまして、そしてこの空き家の除去事業について取り組もうとするものであります。よろしくお願いたします。

**○久原房義議員**

3件を予定しておるといふことですが、これも具体的にどこそこといふことで予定があるわけですか。

**○本山隆也総務課長**

現在1件について今対応し、業者の方の見積もりをいただき、そのまま推進といひますか、事業は進んでいるところであります。後の2件の予算につきましては優先順位を定めてその取り組みをいたすところで、その一つの空き家の除去事業が確定しました段階で次の箇所に取りかからせていただきたいと思ひているところであります。以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、補正予算に伴います総務部門の質疑を終了します。

日程第5

**○白武 悟議長**

日程第5、請願第2号「安保関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願書」について議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

**○久原房義議員**

今回出されております安保法案に対しての請願でございますが、私は、今回の国会でまだ審議中ではございますけれども、日本の国土を守る、あるいは日本の人命を守ると、そういった見地の中で今回の審議は行われておるものだというふうに理解をいたしております。非常に日本を取り巻く環境というのは日々厳しくなっております。そういった意味で今回の安全保障法案については私はぜひ必要なものだというふうに思っております。そういった観点から、今回の請願については反対の立場でございます。よろしくお願ひいたします。

**○白武 悟議長**

ほかに討論ありませんか。

**○秀島和善議員**

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

安倍晋三政権は、戦争法案の今週中の参議院採決成立の強行を狙っています。しかし、法案の明白な違憲性、国民多数の反対世論を無視した民主主義破壊、自衛隊の暴走を許すシビリアンコントロールの欠如など、あらゆる点で強行が許される状況ではありません。戦争法案が可能にする集団的自衛権の行使とは、日本が直接武力攻撃を受けていないのに存立危機事態を口実にして第三国による他国への武力攻撃を排除するために日本が武力を行使するというものです。

安倍政権は、限定した集団的自衛権の行使だから違憲ではないと言い逃れをしようとしています。これに対し日弁連、憲法問題対策本部の伊藤真弁護士は、8日の参議院安保法政特別委員会の参考人質疑で、たとえ要件を解釈で厳格に限定したとしても、その効果は日本が武力攻撃されてない段階で日本から先に相手国に武力攻撃することを認めることであって、敵国兵士の殺傷を伴い、日本が攻撃の標的となると指摘し、日常用語ではこれを戦争と言いますと厳しく批判しました。国民の命と平和な暮らしを守るどころか、文字どおりの戦争法案にほかなりません。

メディアの世論調査に示されるように、政府の説明に圧倒的多数の国民が納得していないのは当然です。自民党内では十分に理解が得られていなくともやらなくてはいけないときがあるなどというような声も上がっています。安倍政権が戦争法案反対の声に反論不能に陥っていることを示すものです。戦争法案は廃案しかないと強調し、賛成討論とさせていただきます。

## ○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより請願第2号「安保関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願書」について採決をします。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

13時43分 散会

---



上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月14日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 大 串 武 次

事 務 局 長 吉 岡 正 博